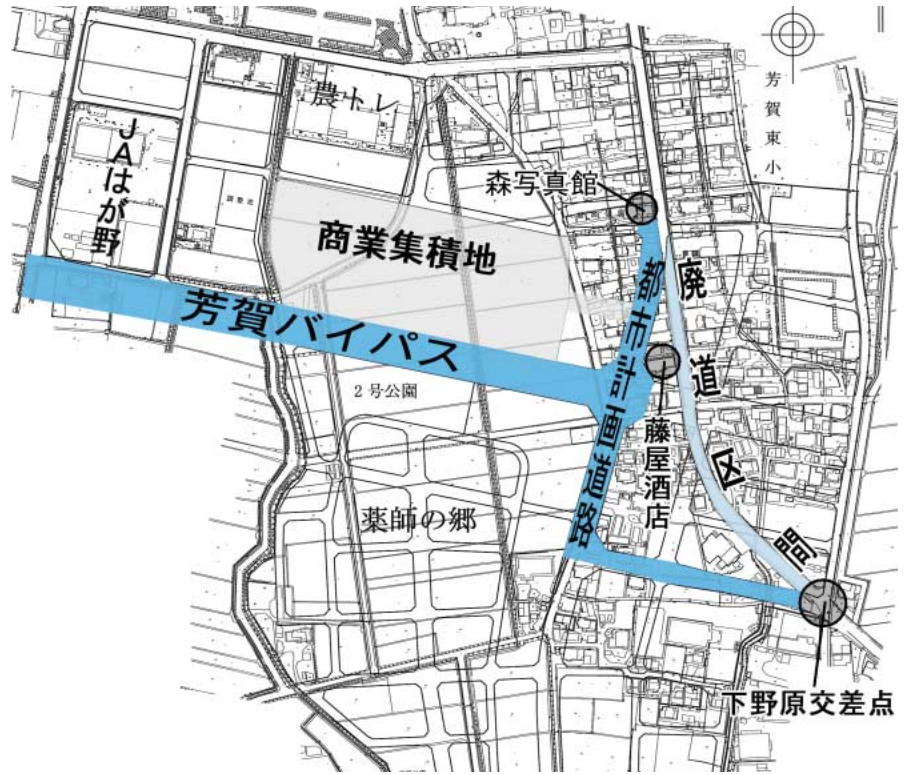


芳賀バイパス 一部開通

10月2日より、芳賀バイパスと都市計画道路の一部が開通になります。これに伴い祖母井大通りの一部が通行できなくなります。ご協力ください。
 〇都市計画課市街地整備係
 【☎028(677)6016】

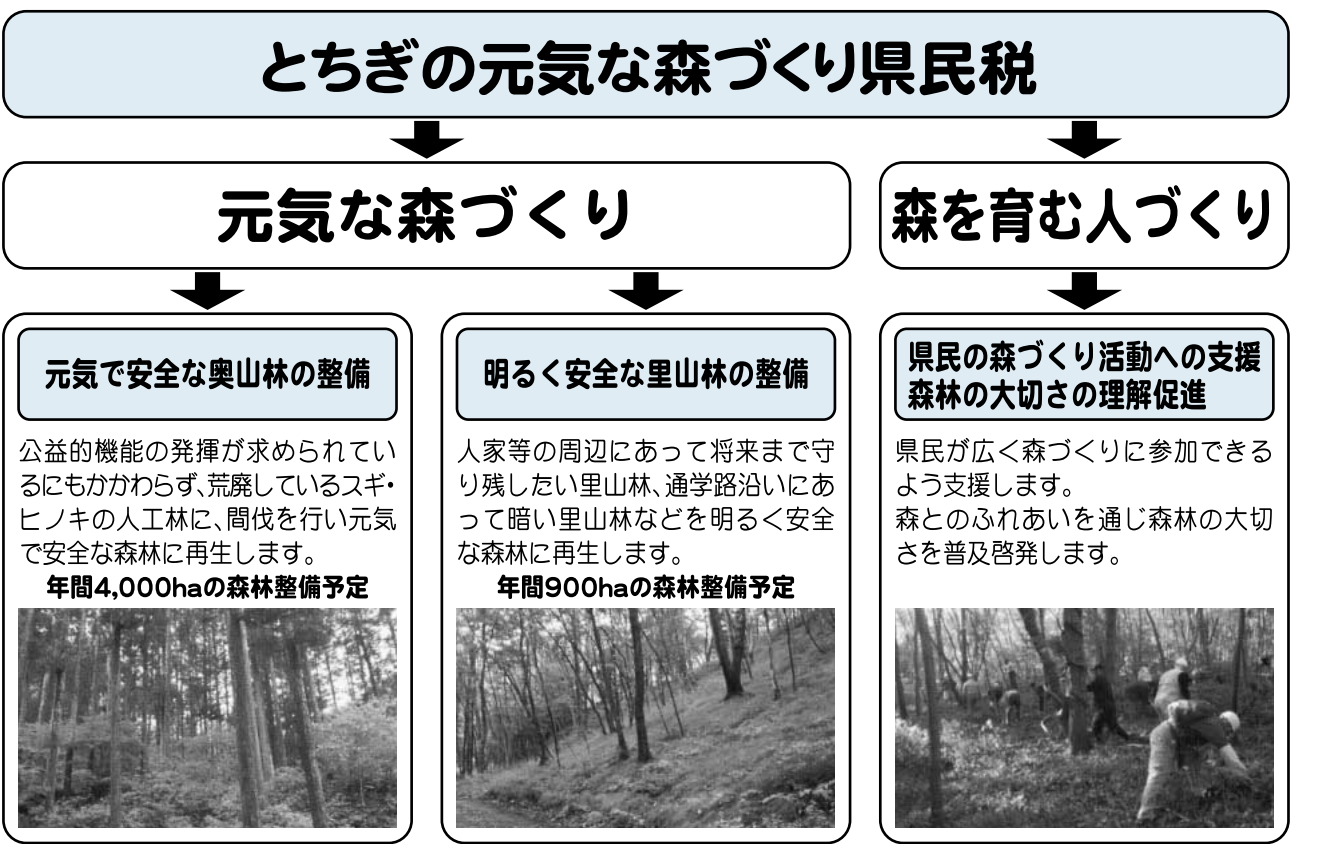
真岡土木事務所により工事が進められている芳賀バイパス。祖母井南部土地区画整理事業も進行中で、新しく都市計画道路が作られました。
 今回開通する区間は、JAはが野から都市計画道路までです。これに伴い、祖母井大通りの一部が廃道となり通行できなくなりますのでご注意ください。
 平成25年には茂木町までのバイパスが完成予定です。



大切な森林を未来へ引き継ぐために

とちぎの元気な森づくり県民税

を平成20年4月から導入します



	個人	法人
納税義務者	県民税均等割の納税義務者と同じになります 県内に住所・家屋敷等を有する人	県内に事務所等を有する法人等
税率	年額：700円 ただし次の人は対象外 ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・前年の合計所得金額が125万円を超えない障害者、未成年者、寡婦または寡夫 ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める一定金額以下の人	均等割額の7% 【資本金等の額】 50億円超 56,000円 10億円超50億円以下 37,800円 1億円超10億円以下 9,100円 1千万円超1億円以下 3,500円 その他の法人等 1,400円 【年税率】

課税期間は10年間です

個人は、平成20年度から平成29年度課税分まで。
 法人等は平成20年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度が対象になります。

◆税の仕組みに関すること
 栃木県経営管理部税務課
 【☎028(623)2101】

◆税の使い道に関すること
 栃木県環境森林部環境森林政策課
 【☎028(623)3294】

枝の剪定 忘れずに!!



民地で管理している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落としたりと、通行者に迷惑をかけることがあります。
 また、庭木の枝や生垣が道路上にはみ出して道路が狭くなり、通行に支障がある場所も増えています。道路を安全に利用するために、枝の剪定にご協力ください。

道路法では次の行為が禁止されており、違反者には3年以下の懲役または30万円以下の罰金が課されることもあります。

○みだりに道路を損傷したり、汚染したりすること。
 ○みだりに道路に土石、竹木等をたき積んだり、道路上で交通を妨げるような行為をしたりすること。

樹木が道路上に倒れ、通行人がけがをしたり、車が破損したりした場合、相手から民法の不法行為による損害賠償を請求されることもあります。皆さんが所有する樹木が、道路を覆ったり、道路に出たりすることのないよう管理をお願いします。

道路法の禁止行為にあたる場合は、道路管理者が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。